

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令案について

令和 8 年 7 月

環境省環境再生・資源循環局

1. 改正の趣旨

第221回国会において成立した廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第43号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「施行令」という。）を改正し、改正法による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「新法」という。）第 6 条の 2 第 3 項の非常災害廃棄物処理受託者等が一般廃棄物の収集、運搬、処分又は再生を他人に委託する場合の基準等についての所要の整備を行うとともに、新法第 9 条の 3 の 3 第 1 項の政令で定める特例の対象施設及び新法第 9 条の 3 の 4 第 3 項の政令で定める非常災害廃棄物最終処分場の設置者の指定の更新期間等について定めるものである。この他、必要な整備を行う。

2. 改正の内容

（1）非常災害廃棄物処理に係る委託基準について（新法第 4 条及び第 4 条の 3 関係）

- 新法第 6 条の 2 第 3 項において、市町村から非常災害廃棄物（特別管理一般廃棄物であるものを除く。）の収集、運搬又は処分の委託を受けた者（以下「非常災害廃棄物処理受託者」という。）は、市町村が一般廃棄物の収集、運搬又は処分を市町村以外の者に委託する場合の同条第 2 項の政令で定める基準に従う場合に限り、当該非常災害廃棄物の収集、運搬又は処分を他人に委託することができるとともに、当該非常災害廃棄物処理受託者から非常災害廃棄物の収集、運搬又は処分の委託を受けた者（以下「非常災害廃棄物処理再受託者」という。）が、一般廃棄物処理計画に従い、当該非常災害廃棄物の収集、運搬又は処分を他人に委託するときも、同様とすることとしているところ、非常災害廃棄物処理に係る委託基準の規定について所要の整備を行う。
- 新法第 6 条の 2 第 5 項に規定する特別管理一般廃棄物である非常災害廃棄物についても、同条第 3 項と同様の所要の整備を行う。
- また、新法第 9 条の 3 の 4 において、非常災害廃棄物の処分のための最終処分場の設置者の指定制度を新設し、指定に当たってはあらかじめ委託先となる処分又は再生が行われる施設が立地する市町村へ通知する旨を規定している。手続きの重複を避けるため、当該指定制度により指定された最終処分場で非常災害廃棄物の処分を行うに当たり施行令第 4 条第 9 号イに規定する管轄市町村への通知を不要とすることを併せて行うこととする。

（2）新法第 9 条の 3 の 3 第 1 項の特例の対象施設について（新第 5 条の 6 の 2 関係）

○ 新法第9条の3の3第1項において、同項の非常災害に係る一般廃棄物処理施設の設置の届出制度につき、当該一般廃棄物処理施設が繊維くずの破碎施設その他の生活環境の保全上の支障を及ぼすおそれが少ない一般廃棄物処理施設として政令で定めるものである場合は、生活環境影響調査の結果を記載した書類の添付を省略し、施行令第8条第2項各号に掲げる事項を記載した書類のみを添えて届け出ることができることとしている。

○ 当該政令で定める生活環境の保全上の支障が生ずるおそれが少ない一般廃棄物処理施設は、多量の廃畳、廃瓦、廃石膏ボードその他非常災害により損壊した建物において生ずるこれらに類する非常災害廃棄物を処理するものとして、次の各号に掲げる非常災害廃棄物の種類に応じ、当該各号に定める方法により処理するものを定めることとする。

- 一 廃プラスチック類 切断
- 二 紙くず 破碎
- 三 繊維くず 破碎又は切断
- 四 ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず 破碎
- 五 コンクリートの破片その他これに類する不要物 選別

（3）非常災害時最終処分場の更新期間（新第5条の6の4関係）

○ 新法第9条の3の4において、都道府県知事は、非常災害廃棄物の適正な処理を円滑かつ迅速に行うため、当該都道府県の区域内の一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設であって、同条に掲げる基準に適合すると認められるものの設置者を、その申請に基づき、非常災害廃棄物最終処分場の設置者として指定することができる。当該指定は、同条第3項において、政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失うこととしているところ、当該政令において、非常災害時最終処分場の更新期間を5年と定めることとする。

（4）その他

○ 条の新設に伴う定義規定の移動や条ずれ等、必要な整備を行う。

3. 今後のスケジュール（予定）

令和8年9月上旬 公布

令和8年9月中旬 施行

※スケジュールは今後変更の可能性がございますので、あらかじめ御了承ください。